



就業規則記載例

犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇制度を導入する場合には、
以下のような就業規則とすることが考えられます。

就業規則例

犯罪被害者等休暇

第〇条 会社は犯罪の被害等を受けた従業員の心身の回復を図り、早期に通常の業務に専念
することができる目的として〇日を限度に有給の休暇を与える。
なお、この休暇は時間単位の取得も認める。

- 2.前項の休暇は、従業員が次の事由により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与える。
 - ①犯罪被害等による心身の治療のための通院
 - ②犯罪被害等による警察等からの事情聴取、裁判への出廷・傍聴
 - ③その他前各号に準じ会社が必要と認めた事由

- 3.前項の対象となる従業員には、配偶者、子、父母、配偶者の父母、兄弟姉妹等(〇条〇項で定める範囲)の親族が犯罪の被害を受けた場合を含む。

- 4.会社は、従業員の事情により別途の取り扱いを行う場合もある。

新たな休暇制度として「犯罪被害者休暇」の規定を設けた例です。
日数の制限や時間単位の取得の可否、有給無給の別など、各企業の状況に応じて定めてください。

参考ホームページ

働き方・休み方改善ポータルサイト
「特別な休暇制度」ホームページ

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/>

犯罪被害者等施策ホームページ
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/>

想像してみませんか？



犯罪被害者の方々の状況をご存じですか?

犯罪による被害は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではありません。直接的な被害の後生じる様々な問題は、総じて「二次的被害」といわれています。

事件に遭ったことによる

精神的ショックや身体の不調

捜査や裁判の過程における

精神的、時間的負担

医療費の負担や失職、転職などによる

経済的困窮

周囲の人々の無責任なうわさ話や、マスコミの取材、報道による

精神的被害

こうした被害を軽減・回復するためには、犯罪被害者等(※)の方々が仕事を続けられることが重要な意味を持っています。

※ 犯罪被害者等とは、犯罪被害者とそのご家族またはご遺族のことをいいます。

しかし、現状では…

- 心身の不調による仕事の能率の低下や対人関係の支障
- 治療のための通院や裁判への出廷等のための欠勤

などにより、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

犯罪被害者遺族の方の声

職場では「犯罪被害者」だからという理由で特別な配慮はありません。父を亡くしたつらさや裁判での疲労も理由になりません。精神的疲労に陥っても長期休暇はもらえませんでした。どんなにつらくても事件前と同じように出勤して、同じ量の仕事を続けなければなりません。業績が落ちれば、私の責任でなくとも叱責され、仕事時間の短縮も受け入れてもらうことは困難でした。

誰も好きで「犯罪被害者」になったわけではありません。仕事をしていれば裁判はすべて傍聴できません。すべて傍聴することになれば昇給や解雇にもかかわってきます。そのくらい、日本の社会は犯罪被害者にとって生きづらいのです。会社勤めをしていた私は、裁判が進むにつれ非常に精神のバランスを崩していました。事件がなければ通院することもなかった医療費も負担し、車の運転をしていても事故を起こすのではないかと恐怖でした。当然のように仕事を続けることは困難になりました。

全国被害者支援ネットワークHP 小佐々寛子さんの手記より

バス事故重傷者の家族の声

公共交通事故は、一度に大勢の乗客が被害者になります。ほとんどの人が警察、弁護士、法律とは全く無関係の、平穏な日常を送っている一般人です。事故の原因とは無関係で、誰ひとり何の落ち度もないです。

日常のある瞬間から突然、何の準備も知識もないまま「被害者」となります。例えるのならば、茶の間からいきなり戦場に放り込まれたような状態です。

現代の日本において一般人が見ず知らずの他人と争う事はほとんどありませんが、事件や事故が起ってしまうと、被害者やその家族・遺族は、すでに弁護士がついている加害者、もしくは大きな組織を憎み、戦わなければならなくなります。誰もが戦う術も、自分や家族の身を守る術も知らないままにそれは始まってしまいます。被害者の家族・遺族は、事故の悲しい現実を受け止め、それまでの生活を維持しながら、怪我の治療・看病、そして加害者側と戦う事、全て同時に進行で、しかもどちらも完璧にしなければなりません。心にかかる重圧はとても大きかったです。

全国被害者支援ネットワークHP 梁田知代子さんの手記より

事業者の皆様へ

犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇について考えてみませんか?



事件や事故の直後は、警察への届出、事情聴取、証拠提出などで警察へ出向かなければならず、また病院で診察を受けるなど、これらの対応で被害の直後から様々な手続きなどに時間を割かなくてはならない状況に置かれます。また、裁判が始まるとき、裁判への出廷・傍聴や、弁護士との相談・打合せが必要となる場合もあります。多い場合は1年に10回以上裁判が行われる場合もあるなど、年次有給休暇だけでは対応できない場合が多くあります。

この休暇の具体的な導入方法としては、以下のようなものが考えられます。

例

既存の特別な休暇制度を活用

既に病気休暇や裁判員休暇等の特別な休暇制度を導入している企業であれば、その制度の対象として、犯罪被害者等を含めることを就業規則等において明示することなどが考えられます。

例

必要な休暇を付与する旨を周知

必ずしも休暇制度として設けなくても、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知することにより、従業員に安心感を与えることができます。

例

各企業における特別な休暇制度の一つとして 「犯罪被害者等休暇制度」を創設

この場合、どのような犯罪被害を休暇制度の対象に含めるか、また、休暇の付与日数をどうするかなど、各企業の労使で十分に話し合うことが必要です。

いずれの方法をとるにせよ、この休暇を検討する際は、アンケートやヒアリングを行い、休暇に対する従業員のニーズをつかむことや社内の意見調整を行うなど、労使で十分に話し合って、自社の状況に合ったものとすることが重要です。

犯罪被害者等の方々が仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるように取り組んでいきましょう。